

大垣市上石津里山住宅賃貸借契約書

(目的)

第1条 この契約書は、大垣市（以下「甲」という。）と使用申請者 ○○○○（以下「乙」という。）が大垣市上石津里山住宅の使用にあたり、大垣市上石津里山住宅事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき次の条項により契約を締結する。

(対象物件)

第2条 本契約の対象となる住宅（以下「本物件」という。）は、次のとおりとする。

名 称： 大垣市上石津里山住宅 C棟 ○○○

所在地： 岐阜県大垣市上石津町一之瀬 1575 番地 1

(用途)

第3条 乙は、次の各号のいずれかに該当する者とし、その用途に沿って本物件を使用する。

- (1) 短期滞在により上石津地域への移住や二地域居住を検討する者
- (2) 豊かな自然の中で子育てを検討する世帯
- (3) 4小学校跡地施設をはじめ、地域内の事業所に関連し、滞在を希望する者
- (4) バイクファームを始めとする地域おこし協力隊事業に関連し、地域への滞在を希望する者
- (5) その他、市長が適当と認める者

(契約期間)

第4条 本契約の期間は、令和○○年○○月○○日正午から令和○○年○○月○○日正午までとする。なお、この契約は期間満了により終了する。

(使用料の支払)

第5条 乙は、使用料の○○○○○円を使用開始前に甲に支払うこととする。なお、納入後の使用料については、実施要領第12条に定めるとおりとする。

(禁止又は制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、貸借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、実施要領第10条に掲げる事項を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、実施要領第11条に該当するときは、契約を解除することができる。

(明渡し)

第8条 乙は、使用期間が満了するまでに住宅を明渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を現状回復しなければならない。

(立入り)

第9条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することとはできない。

3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

(その他)

第10条 甲及び乙は、実施要領に従い、施設を管理、使用するものとする。また、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、法令や実施要領その他の慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証するために、本契約書を2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所 岐阜県大垣市丸の内 2 丁目 29 番地

氏名 大垣市

大垣市長 石田 仁 印

乙 住所

氏名

印

大垣市上石津里山住宅事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、四季の変化と自然に恵まれた都会に近い里山“上石津”への移住や二地域居住を希望する方、上石津地域において様々な交流活動や体験活動を希望する方等への短期滞在施設として大垣市上石津里山住宅の一室を提供し、交流人口の増加及び地域の活性化を図ることを目的として、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第2条 施設の名称は、「大垣市上石津里山住宅」とする。

2 施設の所在地は、岐阜県大垣市上石津町一之瀬1575番地1とする。

(施設の概要)

第3条 施設の概要は下表のとおりとする。

間取り・定員	3LDK 定員は1戸につき4名とする。ただし、扶養する児童や両親との同居使用など特別な事情があると市長が認めた場合はこの限りでない。
設備	家具、家電、寝具等
提供戸数	2戸

(対象者)

第4条 この施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 短期滞在により上石津地域への移住や二地域居住を検討する者
- (2) 豊かな自然の中で子育てを検討する世帯
- (3) 4小学校跡地施設をはじめ、地域内の事業所に関連し、滞在を希望する者
- (4) バイクファームを始めとする地域おこし協力隊事業に関連し、地域への滞在を希望する者
- (5) その他、市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この施設を使用することができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 市区町村税等を滞納している者
- (3) 過去にこの施設の使用を取り消されたことがある者

(申請手続き)

第5条 施設の使用を希望する者は、使用開始日の6か月前から14日前までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 使用申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、使用を可とする場合は別に定める賃貸借契約書を使用者と締結する。

（使用の決定）

第6条 使用の決定は、申請順とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当するとき
- (2) 申請内容に虚偽があるとき
- (3) 営利を目的とした使用であるとき
- (4) その他、施設の管理運営上支障があると認められるとき

2 使用が競合した場合は、第4条第1項に掲げる目的への適合性を考慮し、市長が決定する。

（賃貸借契約）

第7条 施設の使用を認められた者は、市長と第5条第2項における定期建物賃貸借契約を締結しなければならない。

2 前項の規定による契約を締結した者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用期間）

第8条 使用期間は、5日以上31日以内とする。

2 使用期間の延長は認めない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（使用料）

第9条 使用料は、別表のとおりとする。

- 2 使用料には、光熱水費を含む。
- 3 使用料は、使用開始前に一括して納付しなければならない。

（使用者の義務）

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び設備を善良な管理者の注意をもって使用し、日常的な住宅の清掃などを行うこと
- (2) 施設の用途又は使用目的を変更しないこと
- (3) 施設内において、営利を目的とする行為をしないこと

- (4) 施設及び設備を損傷し、又は滅失しないこと（損傷し、又は滅失させた場合は遅滞なく市に報告すること）
- (5) 許可なく施設を第三者に使用させないこと
- (6) 近隣住民の迷惑となる行為をしないこと
- (7) 法令又は公序良俗に反する行為をしないこと
- (8) 火気の使用は、設置された設備以外では行わないこと
- (9) ペット等の動物の持ち込みは、禁止とする
- (10) 住宅内での喫煙（電子タバコ含む）は禁止とする
- (11) その他、市長が必要と認める事項

（使用の取消し）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 第4条第2項のいずれかの条件に該当するとき
- (2) 第10条各号に定める事項に違反したとき
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたことが判明したとき
- (4) その他、施設の管理運営上支障があると認められるとき

2 前項の規定により使用の許可を取り消した場合、既に納付された使用料は返還しない。

3 第1項の規定により使用の許可を取り消された場合、使用者は、当該施設を直ちに明け渡さなければならない。

（使用料の還付）

第12条 使用者の都合により使用を変更・取り消す場合、使用料は還付しない。

2 市長が特に必要と認める場合は、使用料を還付する。

（損害賠償）

第13条 使用者の故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第14条 市は、申請書等により取得した個人情報を、本事業の目的以外に使用しない。ただし、統計資料の作成、事業効果の検証等のため、個人が特定できない形で使用することがある。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 施設の管理運営は、上石津地域事務所地域政策課が行う。

附則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第9条関係）使用料

1部屋の使用料

実際の使用日数	使用料	長期使用 割引率	使用料（合計） ※リネンリース料を除く
5～7日	4,000円／日	-	16,000 ～ 24,000円
8～14日	3,600円／日	10%	27,600 ～ 49,200円
15～21日	3,200円／日	20%	52,400 ～ 71,600円
22～31日	2,800円／日	30%	74,400 ～ 99,600円

※使用料を算定する上での日数算定については、使用の初日及び最終日は0.5日とする。

※使用料のほかに、布団、枕、シーツ等の寝具使用料が別途発生する。（宿泊期間終了後に1回交換をするため、寝具使用料1回分は必ず発生する）

様式第2号

大垣市上石津里山住宅使用に関する誓約書

令和 年 月 日

大垣市長 殿

申請者 住所：
氏名：

私は、大垣市上石津里山住宅の使用にあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 私及び私と同居する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 2 私及び私と同居する者は、税金等の滞納はありません。
- 3 私及び私と同居する者は、大垣市上石津里山住宅事業実施要領及び市長の指示を遵守し、施設を適正に使用します。
- 4 私及び私と同居する者は、虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたことが判明した場合、又は本誓約に違反した場合は、使用の取消し及び使用料の返還がないことに異議ありません。

上記に違反したことにより市に損害が生じた場合は、その損害を賠償します。

以上